



市政記者クラブ加盟社 各位

職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったのでお知らせします。

記

- 1 処分年月日 令和4年6月29日
- 2 処分内容 停職6月
(地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当)
- 3 職員の所属部局・職位等
市民部市民登録課 一般級(23歳)男性
- 4 事案の概要
被処分者は、令和3年10月から令和4年2月までの間において、所属課の親睦会の通帳を無断で使用し、計8回にわたり総額353,400円を口座から引き出した。
なお、被害額は、すでに全額返還されている。
- 5 管理監督者の処分
当時、被処分者を管理監督する立場にあった職員に対し、次のとおり処分を行った。
 - (1) 処分年月日
令和4年6月29日
 - (2) 処分内容及び所属部局等
口頭厳重注意 保健所次長(56歳)女性
- 6 退職の承認
当該職員から退職の申出があり、6月29日付けで退職とした。

【問い合わせ先】
盛岡市総務部職員課
担当：課長 菅原 宏文
TEL：651-4110（内）2480